

「情報処理安全確保支援士ロゴマーク」利用規約

2017年3月30日 制定

この利用規約は、独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」といいます。）が情報処理安全確保支援士の業務に関して制定し権利を保有する右記シンボルマーク（電子データを含み、以下「本ロゴ」といいます。）を、情報処理安全確保支援士の登録を現に受けている者（以下「登録セキスペ」といいます。）が業務遂行に際して用いる際に適用される利用許諾条件等を定めるものです。



1. 登録セキスペは、この利用規約（以下「本規約」といいます）を誠実に遵守することを条件に、本ロゴを無償で非独占的に利用（印刷物への作出・PC画面への出力等、及びそれらの配布・送信等を含みます。以下同様。）することができます。なお、登録セキスペは、雇用関係その他法的関係の如何を問わず、他の者に本ロゴを利用させないでください。
2. 登録セキスペは、自らの費用と責任で本ロゴを利用して下さい。IPAは、本ロゴが他人の権利を侵害しないことを保証しません。またIPAは、登録セキスペによる本ロゴの利用または利用不能等に起因する法的トラブル等に関して、一切関知せず、また一切の責任を負いません。
3. 登録セキスペは、自己が登録セキスペであること、及び／又は自己の言動が登録セキスペの業務遂行の一環であることを示す目的のためにのみ、本ロゴを利用してください。また、その際は、登録番号を本ロゴに近接して必ず併記してください。（別紙参照）なお、登録セキスペは、自己又は自己の業務とIPAとが何らかの法的関係を持つと誤認させ、又はその恐れのある態様で、本ロゴを利用しないでください。
4. 本ロゴは原則として白地の無背景で利用し、いかなる場合もその色彩・色調は変更しないでください。変形については、確立した社会通念の範囲内で、利用場面に応じて本ロゴ全体を各方向に一律に縮小又は拡大する場合に限り、許諾します。（別紙参照）
5. いかなる場合も、本ロゴの全部又は一部分を「他の標章・文字・図形等」（以下この項において図形等という）の一部へ組み込み、或いは図形等を本ロゴの一部に組み込み、または結合させ、その他本ロゴの標章としての一体性、独立性を損なう態様で利用しないでください。

①情報処理安全確保支援士 資格保有者向け

6. 汚損・破損、その他情報処理安全確保支援士制度又は本ロゴに対する信用・イメージ等を毀損・減殺する態様で、本ロゴを利用しないでください。
7. 登録セキスペは、本ロゴと類似したり誤認混同する恐れのある他の標章等を利用せず、制作せず、また他人に制作させないでください。
8. 登録セキスペは、IPAの書面による事前の承認を得た場合、前各項に関らず、その承認を得た態様で本ロゴを利用することができます。
9. IPAは、必要と認めた場合、本ロゴの利用状況等について報告を求め、関連資料の提出を求め、登録セキスペその他関係者に対する事情聴取その他の調査を行うことができます。登録セキスペは、これに誠実に協力してください。
10. 登録セキスペによる本ロゴの利用態様等に関して、情報処理安全確保支援士制度の趣旨その他社会的相当性の観点からIPAが書面で指示した場合、登録セキスペは、前各項に関らず、自己の費用と責任で、利用態様を変更し、資料を回収する等、当該指示に従ってください。
11. IPAは、情報処理安全確保支援士制度を巡る第三者からの権利主張、情報処理安全確保支援士制度に関する法令の改廃、その他やむを得ない事情がある場合に、本規約を改訂(本ロゴの変更を含みます。)し、又は本ロゴの運用を一時中止または終了することがあります。その場合、当該改訂等に伴って登録セキスペが取るべき対応措置(作成済みの未配布印刷物の差し替え等を含みます。)については、前項を準用します。
12. 登録セキスペが本規約に違反し、IPAから書面による指示を受けた場合、直ちに本ロゴの利用を停止し、当該指示に従って本ロゴを利用した印刷物等の廃棄や画面の削除等を自らの費用と責任で遅滞なく行ってください。
13. 登録セキスペは、情報処理安全確保支援士の名称の使用停止を命じられたときはその停止期間中、本ロゴを利用できません。なお、情報処理安全確保支援士の登録が失効した場合は、前項を準用します。
14. IPAは、本ロゴの管理に係る事務局(本ロゴに関する手続き等において「ロゴ事務局」と呼びます。)を、デジタル人材センター 人材スキルアセスメント部 登録・講習グループの中に置きます。
15. 本規約に関する法的紛争については、東京地方裁判所を唯一の合意管轄裁判所とします。

## 「情報処理安全確保支援士ロゴマーク・名称」利用ガイドライン

### 1. 名称

法律名	情報処理安全確保支援士
通称名	登録セキスペ（登録情報セキュリティスペシャリスト）
英語名	RISS : アール アイ エス エス (Registered Information Security Specialist)

### 2. ロゴマークの図柄

#### 2.1 カラー版



#### 2.2 白黒版



### 3. ロゴマーク表示の際のルール

3.1 下記に示すように本ロゴに近接して**登録番号を表示**すること。

- ・ロゴマークの画像データは IPA が交付したものをそのまま使用してください。  
(正比率の拡大・縮小以外の加工禁止)
- ・**登録番号が目視できる**ようにしてください。

例)



### 3.2 最小使用サイズ

- ・印刷時の最小使用サイズは 12mm を推奨とする。



## 4. ロゴの利用例

ロゴは自己が登録セキスペであること、及び／又は自己の言動が登録セキスペの業務遂行の一環であることを示す目的のために、名刺、ビジネス文書、論文などに掲示する事が可能です。

ロゴマークを掲示する場合は登録番号の併記が必須となります。(登録番号の 6 桁の数字は必ず記載ください。)

#### <登録番号表記例>

※XXXXXX は登録番号 6 桁の数字を表しています。

・日本語表記例：

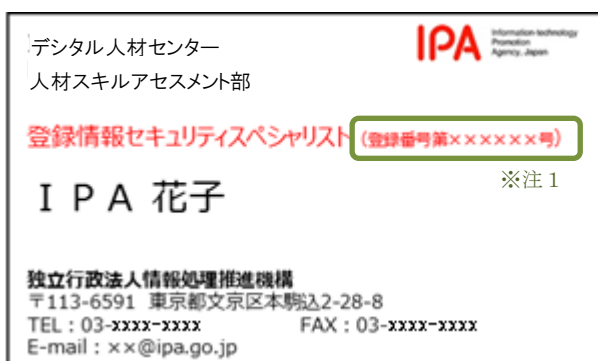
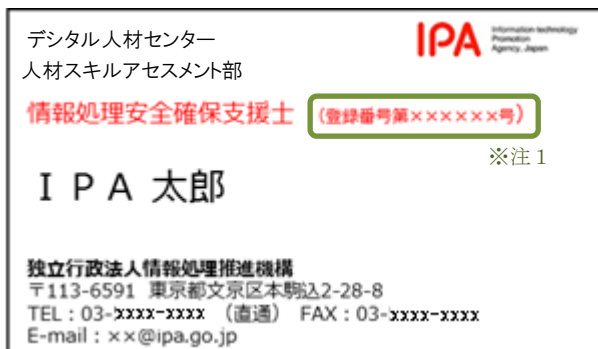
登録番号 XXXXXX、登録番号第 XXXXXX 号、第 XXXXXX 号、XXXXXX

・英語表記例：

Registered No. XXXXXX、XXXXXX

①情報処理安全確保支援士 資格保有者向け

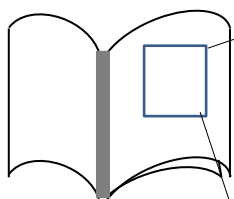
例 1) 名刺



※注 1 登録番号の表記方法については、P4 の登録番号表記例を参考に記載してください



例3) 著作・書籍等



**著者紹介**



第××××××号



**IPA 太郎**  
**情報処理安全確保支援士**

19××年生まれ、〇〇大学〇〇学部卒。  
SI 企業で金融機関の〇〇システム開発を〇年担当した  
後、コンサルタント会社を経て、現在、〇〇大学で、技術教  
育やセキュリティ人材育成コースの企画、教材作成などにも  
携わる。



<禁止利用例>

- ・ロゴマークに登録番号が併記されていない
- ・情報処理安全確保支援士としてのワークである箇所が不明

以上